

●科学者委員会運営要綱

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

(組織)

第1 科学者委員会(以下「委員会」という。)は、副会長(日本学術会議会則第5条第1号担当)、各部の3名(うち1名は役員とする。)、地区会議代表幹事会の1名の会員及び必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる4名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第2 委員会に、次の表のとおり分科会、小分科会及び小委員会(以下「分科会等」という。)を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
男女共同参画分科会	1. 大学・研究機関・学協会における女性活躍推進のための方策についての検討 2. ジェンダー関連分科会の活動の総括と課題の整理 3. 学術におけるダイバーシティ推進に向けた方策の検討 4. 研究者の国際的なネットワーク構築の検討 に關すること	各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間:令和2年11月26日～令和5年9月30日
アンケート検討小分科会	1. 全国の大学・研究機関・学協会等に対する男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援・学協会連携等に関するアンケートの分析 2. 男女共同参画・ダイバーシティ推進・若手支援等の課題に関する研究者向けアンケート調査の分析 3. アンケート調査結果のまとめと意思の表出としての公表 に關する審議に關すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間:令和2年12月24日～令和5年9月30日

性差に基づく 科学技術イノ ベーションの 検討小分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 性差による科学の成果や効果を示すデータの収集 2. 性差研究による科学的エビデンスから導かれる課題の抽出 3. 上記に関係するジェンダー関連情報の収集と課題の抽出 4. ジェンダーに基づく科学技術イノベーションの科学者コミュニティと社会への周知と啓発に関すること 	各部の2名以内の 会員及び分科会の 5名以内の委員並 びに会員又は連携 会員若干名	設置期間：令和 3年2月25日 ～令和5年9 月30日
ジェンダー研 究国際連携小 分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内の学協会及び研究会との連携 2. 日本学術会議内ジェンダー関連分科会との学際的な連携 3. 研究者の国際的なネットワーク構築に関すること 	会員及び連携会員 5名以内	設置期間：令和 3年3月25日 ～令和5年9 月30日
ジェンダー教 育推進小委員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的・学際的な視野からジェンダー教育の現状を分析し、社会の構造的な課題を明示する（特に、都市部と地方の格差、経済的な格差、生活文化の影響などに目配りする）。 2. ジェンダー平等を推進するための教育のあり方に関して、教育のみならず、経済、労働、政治、福祉などの各領域にかかわる政府・地方自治体の各部署に向けて提言を発する。 3. 関連諸学会はもちろん、一般市民に向けた啓発活動を企画する。 	12名以内の会員又 は連携会員若しく は会員又は連携会 員以外の者	設置期間：令和 4年6月29日 ～令和5年9 月30日
学術体制分科会	1. 第6期科学技術基本計 画に関するフォローアップ	各部の4名以内の 会員及び委員会の	設置期間：令和 2年11月26

	<p>に向けた検討</p> <p>2. 研究インテグリティに関する、国内外の現状調査、課題の整理、今後の対応方策に関する検討</p> <p>3. 学術体制・学術法制の国際比較調査・課題の整理</p> <p>4. 中長期的観点から、学術を学際的・文理融合的に推進するための在り方の検討</p> <p>に関すること</p>	<p>6名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>日～令和5年 9月30日</p>
学協会連携分科会	<p>1. 日本学術会議と学協会の新たな連携体制の検討。</p> <p>2. 学協会、学会連合、連携体等のあり方の検討と、それに伴う協力学術研究団体の規定の見直しの検討</p> <p>3. 学協会の法人化について、24期の提言のフォローアップ、諸課題の整理と学術団体にふさわしい法人形態の検討。</p> <p>に関すること</p>	<p>各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：令和 2年11月26 日～令和5年 9月30日</p>
研究評価分科会	<p>1. 研究評価のあり方についての全体的検討</p> <p>2. 関連する過去の提言等のフォローアップ</p> <p>3. 国内外の研究評価のあり方についての調査</p> <p>4. 分野別研究評価のあり方についての検討</p> <p>5. 若手支援としての研究評価のあり方についての検討</p> <p>に係る審議に関すること</p> <p>6. 24期の審議結果を提言としてまとめる</p>	<p>20名以内の会員又は連携会員</p>	<p>設置期間：令和 2年11月26 日～令和5年 9月30日</p>

学術研究振興分科会	1. 重要な学術研究の計画に関する検討 2. 研究資金（科研費・寄付金等）に関する諸問題の検討 3. 研究評価基準に関する問題の整理と課題の抽出に関すること	各部の3名以内の会員、及び委員会の3名以内の委員、並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：令和3年1月28日～令和5年9月30日
未来の学術振興構想評価小委員会	「未来の学術振興構想」の策定に資するため、 1. 提案される「学術の中長期研究戦略」の評価 2. 記載される「学術振興のビジョン」の分類・統合及び「未来の学術振興のグランドビジョン」の取りまとめ案の作成等 に係る審議に関すること	90名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者	設置期間：令和4年11月28日～令和5年9月30日

(庶務)

第3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日日本学術会議第92回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年5月27日日本学術会議第96回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年4月23日日本学術会議第172回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日日本学術会議第223回幹事会決定）
この決定は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年11月24日日本学術会議第257回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日日本学術会議第261回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年4月26日日本学術会議第263回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年9月12日日本学術会議第269回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年10月25日日本学術会議第271回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年11月29日日本学術会議第272回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日日本学術会議第276回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日日本学術会議第306回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年1月28日日本学術会議第307回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日日本学術会議第309回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

附 則（令和4年6月29日日本学術会議第327回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年11月28日日本学術会議第333回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。